

2007 年 7 月 11 日

民主党第 376 回常任幹事会決定

2007 年 7 月 11 日

民主党両院議員総会承認

代表選挙に関し常任幹事会として決定すべき事項について

幹事長 鳩山由紀夫

2006 年 9 月実施の代表選挙に関し常任幹事会が定める事項として、中央代表選挙管理委員長から要請があった以下の項目について、常任幹事会として下記の通り決定する。

記

1. 代表選挙の期日の決定（代表選挙規則第 6 条第 3 項）

◎代表選挙の期日を 9 月 25 日（月）とし、9 月 12 日（火）に告示する。

2. 代表選挙集会（臨時党大会）の招集（規則第 12 条第 1 項）

◎代表選挙集会（臨時党大会）を 9 月 25 日（月）に招集する。

3. 国政選挙公認予定候補者を国会議員に準じる有権者とするか否かの決定（有権者とする場合は両院議員総会承認事項）、および告示日の 7 日前までに登録すべき者の確定（規則第 4 条第 2 項、第 5 条第 6 項、同第 7 項）

◎従来通り、国政選挙公認予定候補者（公認内定候補者を含む）を国会議員に準じる有権者とする。

◎なお、告示日の 7 日前までに有権者登録すべき者（国会議員、国政選挙公認予定候補者）は、それ以前の常任幹事会において確定する。

4. 代表選挙の候補者となることができる者の決定（国政選挙公認予定候補者をも対象とする場合は両院議員総会承認事項）（規則第 7 条第 4 項）

◎従来通り、国会議員のみとし、規則第 7 条第 4 項は適用しない。

以上